

## 「投票結果の尊重」に関する検討のポイント

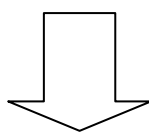
○検討のポイントは

- 1 住民投票に付することができる事項（市政運営上の重要事項）をどのように規定するか
- 2 市民投票の対象から除外される事項をどのように規定するか

1 住民投票に付することができる事項（市政運営上の重要事項）について  
他市町の事例では、抽象的に規定しています。これは、具体的に重要事項を挙げてしまうと、それ以外のものは住民投票をできなくなってしまうためです。

\* 他市町の規定には、以下の内容が規定されています。

- (1) 市が行う事務の範囲内の事項であること
- (2) 市民に直接その賛否を問う必要がある事項であること
- (3) 市及び市民全体に直接利害関係を有する事項であること
- (4) 現在及び将来の市民に重大な影響を与える事項であること
- (5) 住民、議会、市長の間に重大な意見の相違があること



他市町の考え方等を参考にして、白岡市にふさわしい「住民投票に付することができる事項」をどのような規定としたらよいか検討してください。

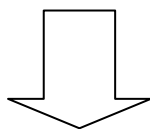
2 住民投票の対象から除外する事項について

## 資料 1

他市町の事例では、法令との兼ね合いなどにより住民投票になじまないと考えられる事項も想定されることから、市政運営上の重要事項に該当する事項であっても、住民投票に付することができない事項が規定されています。

\* 他市町の規定には、以下の内容が規定されています。

- (1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- (2) 専ら特定の市民又は地域のみに関係する事項
- (3) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体及び特定の地域の住民等の権利又は利益を不当に侵害する恐れのある事項
- (4) 市の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (6) 市の権限に属さない事項
- (7) 住民投票に付することが適当でないと認められる事項



他市町の考え方などを参考にして、どのような事項を住民投票の対象から除外するものとして規定するかについて検討してください。

## 1 住民投票に付することができる事項（市政運営上の重要事項）について

＊他市町の規定には、以下の内容が規定されています。

## (1) 市が行う事務の範囲内の事項であること

市が決定権を有していない事案であっても、国や県に対し積極的な要望活動等を行うなど、市長や議会が投票結果を尊重できるものであれば住民投票は可能である。

## (2) 市民に直接その賛否を問う必要がある事項であること

賛成・反対で住民の意思確認が行える程度に議論が整理されていない事項や住民に意思確認を行う必要がある事項が多数あるような事項では、的確に住民の意思を確認できない恐れがあるため、住民投票の対象から除外されることとなる。

## (3) 市及び市民全体に直接利害関係を有する事項であること

## (4) 現在及び将来の市民に重大な影響を与える事項であること

## (5) 住民、議会、市長の間に重大な意見の相違があること

＊住民投票に必要な署名を集めることができた事案は「市政における重要事項」としてとらえることができる

## 2 住民投票の対象から除外する事項について

＊他市町の規定には、以下の内容が規定されています。

## (1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

・法令により市民投票を行うことができる場合、法令の規定に基づき住民投票が実施されることが適当である。また、署名者数などの基準が法令と異なると、法律に抵触する可能性があるために除外することとする。

## (2) 専ら特定の市民又は地域のみに関係する事項

・住民投票は、全市域の住民を対象として実施されるものであることから、その影響が特定の地域に限られるような事項については、利害関係の違いから公平な投票結果を得られない恐れがあるため、除外事項としている。

## (3) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体及び特定の地域の住民等の権利又は利益を不当に侵害する恐れのある事項

・特定の個人や団体に対する公的援助を停止することや、公共施設の利用を制限することなどについて住民投票を実施した場合、利害関係の違いから公平な投票結果を得られない恐れがあるため、除外事項としている。

## (4) 市の組織、人事及び財務に関する事項

・内部管理に属する事項は、全ての住民から賛否を問うような形式にはなじまないと考えられ、また、投票結果によっては行政事務の健全な執行に支障をきたす恐れがあるこ

とから除外している。

・住民投票の対象は、可否を問う形で明確に意思表示をできるものであることが望ましいことから、事業を遂行するための要素であり、複雑な選択肢をもつ市の組織、人事、財務のような課題は議会にて熟慮されるものである。

#### (5) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

・市税等の住民負担に関する事項は、その負担を軽減するために制定・改廃が請求されることが予想され、その濫用は地方公共団体の存立を危うくする恐れがある。このようなことから、地方自治法第74条第1項においても制限されている。

・本質的な政策の議論と切り離して、ただ単に負担の軽減を求めるような事項については、住民が適切な判断基準をもって投票を行うことにならないため、除外事項としている。

#### (6) 市の権限に属さない事項

・市の権限に属さない事項については、市民投票の結果を行政運営に反映することができないことから除外している。ただし、市の意思表示については投票を認めている例もある。

#### (7) 住民投票に付することが適当でない認められる事項

・現時点では想定されない自由により除外することが適当な場合も考えられることから規定している。